

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)新浜田ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和元年6月26日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)新浜田ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、島根県知事及び広島県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所: 島根県浜田市及び益田市、広島県山県郡北広島町

原動力の種類: 風力(陸上)

出 力: 最大57,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年 7月 3日
環境大臣意見受理	平成30年 9月14日
経済産業大臣意見発出	平成30年 10月 1日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 12月 6日
住民意見の概要等受理	平成31年 3月 5日
島根県知事意見受理	令和 元年 6月 4日
広島県知事意見受理	令和 元年 5月29日
経済産業大臣勧告発出	令和 元年 6月26日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、常泉
電話03-3501-1742(直通)

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)新浜田ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 本方法書に記載されている各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法は、事業計画が定まっていない状況で設定されているため、事業計画を策定あるいは変更した際は見直しを行い、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 事業実施区域及びその周辺には他事業者による風力発電所が稼働しており、当該風力発電事業で得られた知見等の収集に努め、調査、予測及び評価の実施に活用するとともに累積的な影響が想定される環境影響評価項目について調査、予測及び評価を実施すること。
3. 事業実施区域周辺には、特別天然記念物のオオサンショウウオや絶滅危惧種であるゴギを始め、多種の希少な水生生物等が生息・生育している。また、しまねレッドデータブック掲載種や天然記念物のヤマネが生息・生育している可能性がある他、事業実施区域周辺ではクマタカなどの希少な鳥獣等の生息が確認されており、ハチクマ等のわたりの通過ルートにもなっていることから、環境影響評価の実施にあたっては、専門家等の意見を踏まえ、適切な時期、事業実施区域周辺も含めた適切な位置、適切な手法により調査を行うとともに、適切に予測及び評価を行うこと。
4. 本坪川、木束原川、新川溜池(八幡湿原)及び柴木川について、取付道路(既存道路の拡幅を含む)の造成等の施工により、水環境に影響を及ぼす恐れがある場合には、これら河川等について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(島根県知事及び広島県知事からの意見書の写しを添付)